

議案第 9 1 号

世田谷区立レンタサイクルポート条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 1 5 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 生活保護法による保護の基準等の改正に伴う利用料金の減免に関する経過措置を廃止するとともに、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立レンタサイクルポート条例の一部を改正する条例

世田谷区立レンタサイクルポート条例（平成5年11月世田谷区条例第53号）の一部を次のように改正する。

第16条各号中「とき。」を「とき」に改める。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

別表第2日ぎめの項中「1回」の次に「又は1日」を加える。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。